

**次世代育成支援 岩泉町教育委員会
特定事業主行動計画（後期計画）**

平成 22 年 3 月

岩泉町教育委員会

次世代育成支援 岩泉町教育委員会 特定事業主行動計画（後期計画）

総論

1 目的

急激な少子化を背景に、国では平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を公布し、国及び地方公共団体等に対して行動計画の策定を義務付けました。

このことから、岩泉町教育委員会では、教職員、教育委員会事務局職員及び教育機関の職員が働きながら安心して出産し、子育てができるようにするため、本行動計画を策定するものである。

2 計画期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間

3 計画の推進体制

次世代育成支援対策を確実に推進するため、教職員、教育委員会事務局職員及び教育機関の職員に本行動計画の内容を周知するとともに、岩泉町教育委員会において達成状況等の点検を行い、職員のニーズの把握に努め、その後の対策と計画の見直しを行う。

具体的な内容

1 職員の勤務環境について

(1) 諸制度の周知徹底

〔平成 17 年度から実施〕

ア 母性保護及び母性健康管理に関する特別休暇に関する制度や育児休業に関する制度の啓発を図るため、職員への周知を徹底する。

イ 出産費用や育児休業手当金等の経済的支援措置について、職員への周知を徹底する。

ウ 子供の看護休暇について、職員への周知を徹底し、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努める。

(2) 育児休暇等の取得促進

〔平成 17 年度から実施〕

ア 職場の環境や意識改革を管理職が率先して行い、男性職員も育児休業等を取得しやすい職場の環境づくりに努める。

イ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮するとともに、育児休業時、及び復職時には本人とも協議し、業務分担の見直しを行うなど、職員が安心して育児休業を取得又は育児休業から復職できる職場環境づくりに努める。

ウ 育児休業中の職員に対して必要な情報提供を行うとともに、復職時に OJT 等の必要な支援に努める。

(3) 子育て期における父親の休暇・休業の促進

〔平成 17 年度から実施〕

ア 男性職員が育児休業を取得しやすい職場の環境づくりに努める。

イ 父親となる職員に対し、子供の出生時等における特別休暇について周知徹底し、子育て期における育児参加のための休暇の取得促進を図る。

(4) 保育施設の情報等 [平成17年度から実施]
職員が居住する付近の保育施設等に関する情報提供を行う。

(5) 業務改善による業務縮減 [平成17年度から実施]

ア 会議、打合わせを行う場合は、会議資料の事前配付等により、短期間で効率よく行うように心がけ、可能なものについては、電子メールを活用する。

イ 定時退庁日を設定し、管理職が率先して実行に努めるとともに、職員に定時退庁(退校)を注意喚起し、健康管理や家族との団らんの大切さを再確認するよう意識啓発を努める。

ウ 妊娠中又は子育て中の職員に対し、勤務時間外における業務について、適切な配慮を行う。

(6) 年次休暇の取得促進 [平成17年度から実施]

ア 各所属において業務計画を策定・周知し、職員が計画的に年次休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

イ 管理職は、職員の休暇の取得状況を把握し、計画的な年次休暇を取得するように指導する。

ウ 祝日や夏期休暇、年休・年始等と組み合わせた連続休暇の取得や長年の勤続に対する特別休暇を活用するほか、子どもの学校行事や、職員、その家族の記念日等における年次休暇の取得促進を図る。

(7) 転勤における配慮 [平成17年度から実施]

転居に伴う異動を命じる際には、当該職員からの人事調書やヒアリング等をもとに、可能な範囲内で子育ての状況に応じた人事上の配慮を行うよう努める。

(8) 勤務時間の割振りにおける配慮 [平成17年度から実施]

公務の運営に支障がない場合には、育児等のため時差出勤を希望する職員の勤務時間の割振りについて配慮する。

2 その他次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育て支援に関する情報提供 [平成17年度から実施]

岩手県教育委員会が行っている家庭教育支援事業や子育てに関する相談機関の情報提供と、岩泉町で行っている子育てに関する支援事業及び子育て相談事業等の情報提供を行う。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動 [平成17年度から実施]

- ア 職員の地域活動やボランティア活動への積極的な参加を支援するとともに、子どもを同伴して参加できるように配慮する。
 - イ 子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。
- (3) 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備 [平成17年度から実施]
- ア 住居施設・環境の整備や、保育園等の充実、保健医療の充実に積極的に努め、町内に家族で住み、安心して子育てができるように努める。
 - イ 交通事故防止、犯罪防止についての周知を図り、安全な環境づくりに努める。
- 3 子どもとふれあう機会の充実 [平成17年度から実施]
- (1) 子どもを対象とした職場見学を積極的に実施する。
 - (2) 運動会等のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるよう推進する。